

愛媛県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本県における過疎地域の持続的発展を図るため、現行の方針が令和 7 年度末で期間満了となるため、新たに令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間の方針を定める。

基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

① 過疎地域の概要・現況

○市町数：17 市町 ※西条市、東温市、松前町の 3 市町が非過疎

（過疎、過疎とみなされる市町 11、過疎とみなされる区域がある市町 3、特定市町村 3）

○人 口：310,841 人 （県全体の 23.3%）

○面 積：3,736.93 k m²（県全体の 65.8%）

○高齢者の割合：41.6%（県全体 32.5%）

○若年者の割合： 8.8%（県全体 11.7%）

② これまでの過疎対策の成果と現在の問題点等

○交通通信体系、生産基盤の整備、生活環境、保健医療、教育等の生活諸条件の整備を推進

○格差是正までには至らず、人口流出と少子高齢化が進行

○ハード・ソフト両面での各種施策を推進するほか、地域一体の取り組みが必要

③ 問題点

○産業構造の偏りによる他地域との所得格差の拡大

○人口、特に若年者層の流出に伴う地域活力の低下

○極端な高齢化に伴う社会機能の減退

○地理・自然条件等に起因する社会基盤整備の遅れ

○空き家、遊休公共施設、耕作放棄地等の増加

○担い手不足、集落の小規模化による集落機能の弱体化

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針

①産業の振興及び雇用の拡充

②子育て環境の確保・高齢者対策の推進及び福祉の向上・増進

③都市地域と過疎地域の交流促進

④個性豊かな地域社会の形成

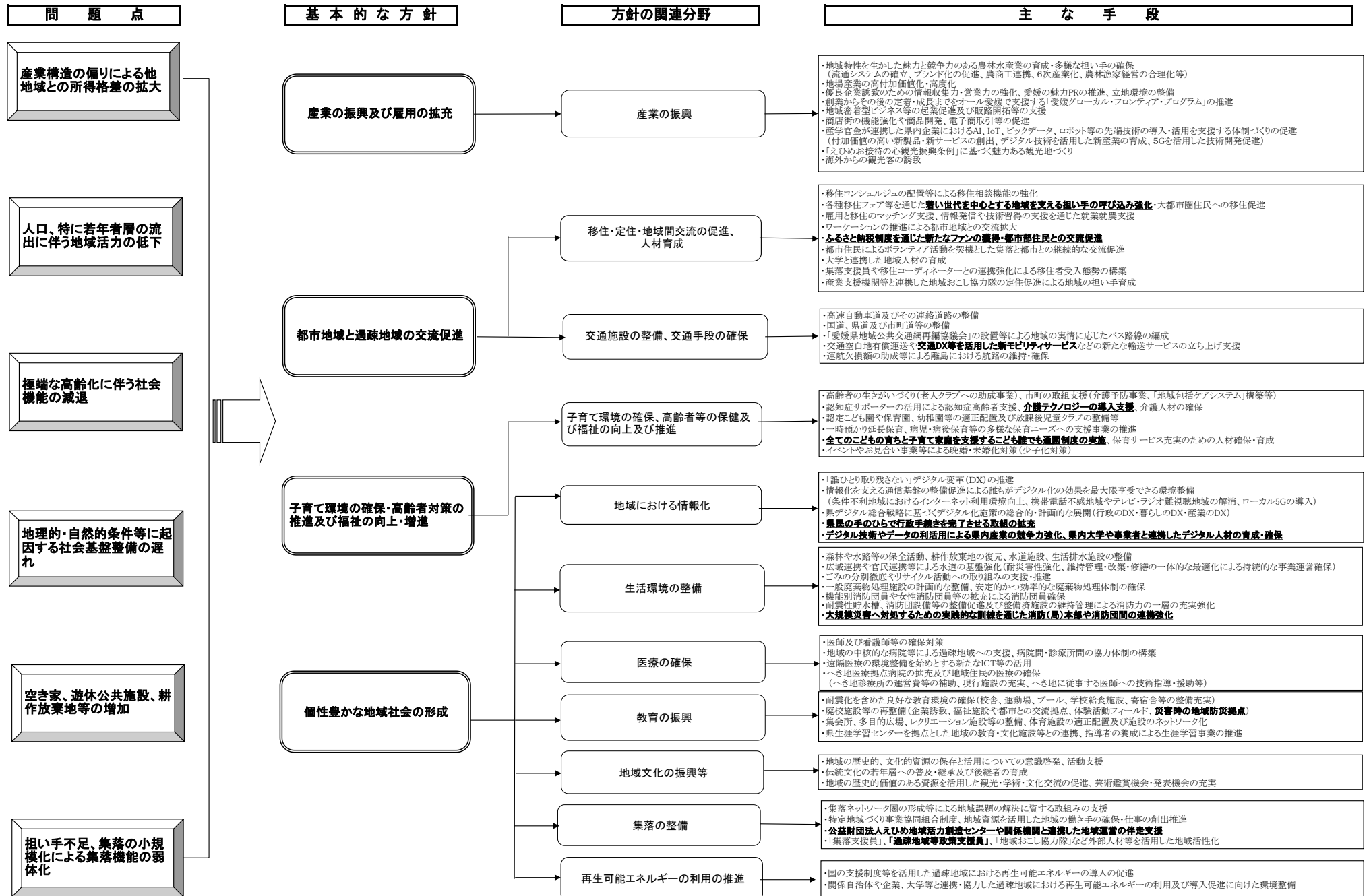
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

①地方拠点都市地域基本計画や定住自立圏構想・連携中枢都市圏など広域的な視野に
たった計画・構想を踏まえ、施策相互間の有機的連携に配慮する。

②公共施設等の整備に当たっては、広域的視点に立ち、中核となる都市との機能分担、
連携に留意し、地域特性に応じた体系的な整備や老朽化対策に努める。

愛媛県過疎地域持続的発展方針体系図

※ _____ は主な追加項目



愛媛県過疎地域の指定状況

市町名	過疎区分	一部過疎の区域	備考
松山市	非過疎（特定市町村）		卒業（経過措置6年：令和8年度まで） ※財政力要件を満たさない
今治市	一部過疎	旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、 旧大三島町、旧関前村	
宇和島市	全部過疎		
八幡浜市	全部過疎		
新居浜市	非過疎（特定市町村）		卒業（経過措置6年：令和8年度まで） ※財政力要件を満たさない
西条市	非過疎		財政力要件を満たさない
大洲市	全部過疎		
伊予市	みなし過疎		
四国中央市	非過疎（特定市町村）		卒業（経過措置6年：令和8年度まで） ※財政力要件を満たさない
西予市	全部過疎		
東温市	非過疎		人口要件を満たさない
上島町	全部過疎		
久万高原町	全部過疎		
松前町	非過疎		財政力要件を満たさない
砥部町	一部過疎	旧広田村区域	
内子町	全部過疎		
伊方町	一部過疎	旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町	全部過疎からは外れているが、町内全域が一部過疎
松野町	全部過疎		
鬼北町	全部過疎		
愛南町	全部過疎		

愛媛県過疎地域概要図

